

## 国見造園レクリエーション農園規定・契約書

(目 的)

第1条 未使用畑の有効利用及び、野菜や花作りを通じて農業者と市民の交流をはかることを目的とする。

(農園の開設者・名称及び所在地)

第2条 (1) 開設者 国見造園  
(2) 名 称 レクリエーション農園 SORA  
(3) 所 在 地 仙台市青葉区 国見四丁目 302～311

(管 理)

第3条 (1) レクリエーション農園 SORA の周辺・施設管理は、国見造園が行う。  
(2) その他規定に疑義が生じた時、又は、規定に定めがない事項については、利用者(乙)・国見造園(甲)との協議のうえ解決するものとする。  
(3) 草取りや水やりなどの管理は、利用者による自主管理とする。

(貸農園の利用期間)

第4条 貸農園の利用期間は次のとおりとする  
(1) 平成 年1月1日から1年間とする、尚、契約は1年毎とする  
(2) 年の途中で利用する時は、残存期間とする。

(貸農園の利用料)

第5条 貸農園の利用料は次のとおりとする  
(1) 1区画 12,000円とする(3,3㎡×10㎡/10坪)  
(2) 利用料は、申込時に支払うものとする  
(3) 利用途中の解約・申込手続き後の取り消し、解約の場合は、利用料の返還は行わないものとする。

(貸農園の利用申し込み)

第6条 (1) 契約申し込み者は甲の所在地に契約書を持参し契約するものとする  
(2) 更新利用者には11月から12月上旬までに貸農園利用の案内(継続書)を発送します書面が届き次第再延長の有無を必ず書面で回答いただきます。  
(3) 新規契約多数の場合は抽選を行う場合があります。

(利用契約の取り消し)

第7条 貸農園の利用者が次に掲げるいずれかに該当する時は、直ちに、契約を解除することができる。ただし、利用料の返還は行わないものとする。  
(1) 利用料の未納・利用地を第三者に転貸したとき。  
(2) 利用地を利用目的以外に利用したとき。  
(3) 他の利用者及び周辺農地に迷惑を及ぼしたとき。  
(4) 利用地・通路等を勝手に拡張したとき、又、利用地以外の所を使用した場合。

- (5) ごみ（農機具・雑草・ビニール・金属・農薬の空容器又は、収穫後の苗木）など、所定の場所以外に捨てた場合。
- (6) 貸農園の規定を遵守しないとき。
- (7) その他不相当と認めた時。

(貸農園の返還)

第8条 貸付期間が終了したとき、又は、契約の解除・利用の取り消しをしたときは、貸農地を速やかに原状に復し返還しなければならない。

(住所・氏名・電話番号の変更)

第9条 貸農園の利用者が住所・氏名、又は、電話番号を変更したときは、速やかに、国見造園まで変更届けを提出するものとする。

第10条 乙が使用する区画番号は、 NO \_\_\_\_\_ 番とする。

第11条 乙が支払う貸農園利用料は 金 12,000円

第12条 乙が支払う利用料の支払口座は仙台農業協同組合 原町支店(022-291-0211)とする  
金融機関・店舗番号 原町支店 普通（総合）口座 3636-101 401146 齋藤 弘

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自1通を保有す

平成 年 月 日

甲（開設者） (住 所) 仙台市青葉区国見一丁目19-16  
(名 称) 国見造園・レクリエーション農園 SORA  
(代表者名) 齋 藤 弘  
(電話番号) Tel. 022 (271) 5825

乙（利用者） (住 所) 仙台市 \_\_\_\_\_  
(氏 名) \_\_\_\_\_ (印)  
(電話番号) Tel. \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_